

特別警報の運用開始等に伴う京都府災害警戒本部体制の強化等

○ 改正目的

- 1 特別警報運用開始に伴う3号配備の新設
- 2 大雨注意報等発表時の警戒体制の明記
- 3 関西防災・減災プランに基づく地震発生時等の情報収集活動の明記

○ 災害警戒本部体制の強化

風水害等の場合	現行		改正(案)	
・大雨注意報 ・洪水注意報 発表 ・暴風警報	情報収集活動		警戒本部	基本配備
大雨警報発表又は災害発生が予想されるとき	警戒本部	1号配備		1号配備
台風接近時又は災害が発生し始めたとき		2号配備		2号配備
特別警報発表				3号配備 〔災害対策本部設置に備えた体制〕

地震等の場合	現行		改正(案)	
震度4	情報収集活動		警戒本部	
・震度5弱・5強 ・津波注意報・警報	警戒本部			

※ 震度6弱以上の地震の場合には災害対策本部を設置

○ 関西防災・減災プランに基づく地震発生時等の情報収集活動

地震等の場合	現行	改正(案)
関西広域連合構成府県及び連携県の区域で震度5強以上又は津波警報		情報収集活動
上記以外の区域(国内)で震度6弱以上		

地域防災計画（一般計画編、震災対策計画編）の見直し（案） 新旧対照表

区分	京都府地域防災計画 一般計画編
----	-----------------

頁	現 行
234	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害対策本部等運用計画</p> <p>第2節 府の活動体制</p> <p>第2 災害警戒本部の設置等</p> <p>1 府の地域に災害が発生するおそれがあるときは、直ちに危機管理監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、災害警戒本部の設置及び閉鎖については、必要に応じて、危機管理監、府民生活部長、健康福祉部長、農林水産部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事が決定する。（災害警戒本部長…知事）</p> <p>ただし、府の地域に大雨警報、震度5弱及び5強の地震又は津波注意報若しくは津波警報が発表されたときは、直ちに設置する。</p> <p>2 災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。</p> <p>ただし、地震等の場合は別に「震災対策計画編」等で定める。</p> <p>(1) 災害警戒本部1号配備</p> <p>ア 気象業務法に基づく予警報が、府内全域又は一部の地域に発表され、災害の発生が予想されるとき。</p> <p>イ 1のただし書により災害警戒本部を設置したとき。</p> <p>(2) 災害警戒本部2号配備</p> <p>ア 大雨その他異常な自然現象により、公共施設（主として土木、農林水産施設）に災害が発生しはじめたとき。</p> <p>イ 台風が近畿地方に接近することが予想されるとき。</p> <p>ウ 知事が、京都地方気象台から「東海地震に関する調査情報（臨時）」、「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」の通報を受け、必要と認めたとき。</p>

修正案	修正理由
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害対策本部等運用計画</p> <p>第2節 府の活動体制</p> <p>第2 災害警戒本部の設置等</p> <p>1 府の地域に災害が発生するおそれがあるときは、直ちに危機管理監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、災害警戒本部の設置及び閉鎖については、必要に応じて、危機管理監、府民生活部長、健康福祉部長、農林水産部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事が決定する。（災害警戒本部長…知事）</p> <p>ただし、府の地域に大雨注意報、洪水注意報、暴風警報若しくは大雨警報、震度4、5弱若しくは5強の地震又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、直ちに設置する。</p> <p>2 災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。</p> <p>ただし、地震等の場合は別に「震災対策計画編」等で定める。</p> <p>(1) 災害警戒本部基本体制</p> <p>大雨注意報、洪水注意報又は暴風警報が、府内全域又は一部の地域に発表されたとき</p> <p>(2) 災害警戒本部1号配備（(1)の場合を除く。）</p> <p>ア 気象業務法に基づく予警報が、府内全域又は一部の地域に発表され、災害の発生が予想されるとき。</p> <p>イ 1のただし書により災害警戒本部を設置したとき。</p> <p>(3) 災害警戒本部2号配備</p> <p>ア 大雨その他異常な自然現象により、公共施設（主として土木、農林水産施設）に災害が発生しはじめたとき。</p> <p>イ 台風が近畿地方に接近することが予想されるとき。</p> <p>ウ 知事が、京都地方気象台から「東海地震に関する調査情報（臨時）」、「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」の通報を受け、必要と認めたとき。</p>	<p>特別警報創設等に伴う災害警戒本部設置基準の見直し、強化</p>

(3) 職員の配備体制については、第3編第2章による。

第8節 災害対策本部の組織等

第1 災害対策本部の運用

1～5 (略)

6 災害対策本部の事務局は調整部が担う。事務局員は防災・原子力安全課職員、消防安全課職員、及び非常時専任職員等とする。

7 災害対策本部の各部各班の連絡を密にし、災害対策業務を円滑に実施するため、必要に応じ、事務局次長（防災監）を長とし、危機管理・防災班長、消防安全班長及び各主管班長等で構成する災害対策本部連絡会議を設置する。

8 (略)

第2章 動員計画

第2節 災害警戒本部・支部の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員の動員は、次によるものとする。

ただし、地震等別に定めるものについては除く。

部名 配備	府民生活部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
1号配備	防災・原子力安全課 消防安全課 6	健康福祉総務課 1	農村振興課 1	河川課・砂防課 6 道路計画課 道路建設課 道路管理課 2	警備第一課 2
2号配備	防災・原子力安全課 消防安全課 10	健康福祉総務課 2	農村振興課 1 森林保全課 1	河川課・砂防課 12 道路計画課 道路建設課 道路管理課 2	警備第一課 3

(4) 災害警戒本部3号配備

特別警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき。

(5) 職員の配備体制については、第3編第2章による。

第8節 災害対策本部の組織等

第1 災害対策本部の運用

1～5 (略)

6 災害対策本部の事務局は調整部が担う。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員は調整班、消防安全班及び非常時専任職員等とする。

7 災害対策本部の各部各班の連絡を密にし、災害対策業務を円滑に実施するため、必要に応じ、事務局次長（防災監）を長とし、調整班長、消防安全班長及び各主管班長等で構成する災害対策本部連絡会議を設置する。

8 (略)

第2章 動員計画

第2節 災害警戒本部の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員の動員は、次によるものとする。

ただし、地震等別に定めるものについては除く。

部名 配備	府民生活部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
基本配備	防災・原子力安全課 消防安全課 2	2	2	河川課・砂防課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 2	警備第一課 2
1号配備	防災・原子力安全課 消防安全課 6	健康福祉総務課 1	農村振興課 1	河川課・砂防課 6 道路計画課 道路建設課 道路管理課 2	警備第一課 2
2号配備	防災・原子力安全課 消防安全課 10	健康福祉総務課 2	農村振興課 1 森林保全課 1	河川課・砂防課 11 道路計画課 道路建設課 道路管理課 4	警備第一課 3
3号配備	<u>災害対策本部設置に備えた対応とする。</u>				

(備考) 基本配備の要員の動員は上記を基本とし、必要に応じた体制とする。

震災編と整合

文言整理

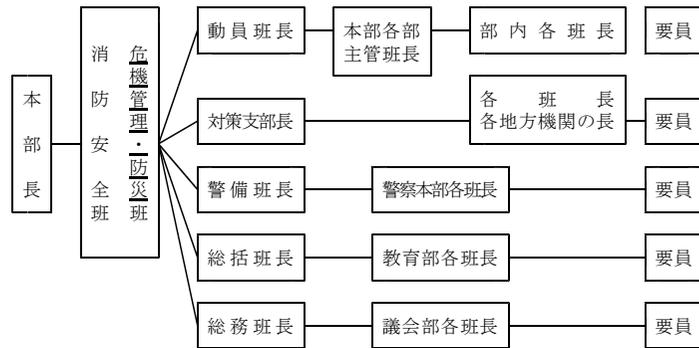
臨機応変な体制がとれるよう
規定の整理

256

第3節 災害対策本部の動員

第2 動員要請

1 動員の連絡系統



2 動員の方法

(1)～(3) (略)

(4) 京都市内地域機関の職員の動員は、動員班長から本庁主管部課長を通じて動員するものとする。

(5) 京都府監査委員事務局、京都府人事委員会事務局等に属する職員の動員は、動員班長から各事務局長を通じて行うものとする。

(6)～(7) (略)

4 非常時専任職員

(1) (略)

(2) 専任職員は次の職務を行う。

ア 通常業務を離れ、危機管理監の直属のスタッフとして各部局(室)との調整等に関わる職務

イ 通常業務を離れ、危機管理監の指揮の下、災害対策本部等の設置、情報収集等の初動業務に関わる職務

ウ 通常業務を離れ、災害対策支部長(京都市域での災害にあつては、災害対策本部長)等の指揮の下、災害対策支部、市町村災害対策本部、京都府災害ボランティアセンター等の支援、連絡調整に関わる職務

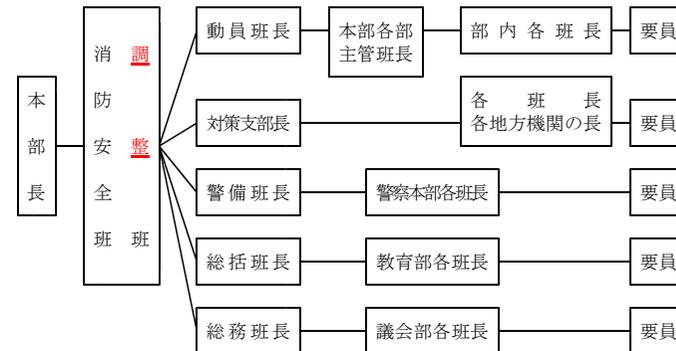
(3) (略)

257

第3節 災害対策本部の動員

第2 動員要請

1 動員の連絡系統



2 動員の方法

(1)～(3) (略)

(4) 京都市内地域機関の職員の動員は、動員班長から本部各部主管班長を通じて動員するものとする。

(5) 京都府監査委員事務局、京都府人事委員会事務局、京都府労働委員会事務局等に属する職員の動員は、動員班長から各事務局長を通じて行うものとする。

(6)～(7) (略)

4 非常時専任職員

(1) (略)

(2) 専任職員は次の職務を行う。

ア 通常業務を離れ、危機管理監の直属のスタッフとして各部局(室)との調整等に関わる職務

イ 通常業務を離れ、危機管理監又は災害対策支部長若しくは副支部長の指揮の下、災害対策本部又は災害対策支部等の設置、情報収集等の初動業務に関わる職務

ウ 通常業務を離れ、災害対策支部長(京都市域での緊急事態にあつては、災害対策本部長)等の指揮の下、災害対策本部、災害対策支部、市町村災害対策本部、京都府災害ボランティアセンター等の支援、連絡調整等に関わる職務

(3) (略)

誤記

文言整理

京都府非常時専任職員の指定要領との整合

区分	京都府地域防災計画 震災対策計画編
----	-------------------

頁	現 行
180	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害応急対策の活動体制（各機関）</p> <p>第3節 府の活動体制（各機関）</p> <p>第2 活動体制</p> <p>1 災害警戒体制</p> <p>知事を本部長とする災害警戒本部並びに府広域振興局長を支部長とする災害警戒支部の設置、閉鎖及び所掌業務については、「一般計画編第3編第1章第2節」に準じ、職員の配備については、第4の動員計画による。</p> <p><u>ただし、府の地域に震度4の地震が観測されたときは、直ちに防災監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとる。また、震度5弱及び5強の地震が観測されたとき、又は津波注意報、若しくは津波警報が発表されたときは、直ちに災害警戒本部（支部）を設置するものとする。</u></p> <p>2～4（略）</p> <p>3 災害対策本部の運用</p> <p>(1) 運用計画</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>カ 災害対策本部の各部各班の連絡を密にし、災害対策業務を円滑に実施するため、必要に応じ、<u>調整部副部長</u>（防災監）を長とし、調整班長、各主管班長等で構成する災害対策本部連絡会議を設置する。</p> <p>キ（略）</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>災害対策本部に事務局を設置する。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員は危機管理監付職員（兼務を含む）、災害対策本部等要員、災害対策本部等初動要員等とする。</u></p>

修 正 案	修 正 理 由
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害応急対策の活動体制（各機関）</p> <p>第3節 府の活動体制（各機関）</p> <p>第2 活動体制</p> <p>1 災害警戒<u>本部の設置等</u></p> <p>知事を本部長とする災害警戒本部並びに府広域振興局長を支部長とする災害警戒支部の設置、閉鎖及び所掌業務については、「一般計画編第3編第1章第2節」に準じ、職員の配備については、第4の動員計画による。</p> <p><u>また、府の地域に震度4、5弱若しくは5強の地震が観測されたとき、又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、直ちに災害警戒本部（支部）を設置するものとする。</u></p> <p>2～4（略）</p> <p>3 災害対策本部の運用</p> <p>(1) 運用計画</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>カ 災害対策本部の各部各班の連絡を密にし、災害対策業務を円滑に実施するため、必要に応じ、<u>事務局次長</u>（防災監）を長とし、調整班長、<u>消防安全班長</u>、各主管班長等で構成する災害対策本部連絡会議を設置する。</p> <p>キ（略）</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>災害対策本部の事務局は調整部が担う。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員は調整班、消防安全班及び非常時専任職員等とする。</u></p>	<p>災害警戒本部設置基準の見直し、強化</p> <p>一般編との整合</p>

第4 動員計画

1 災害警戒本部等の動員

災害警戒本部等を設置した場合における要員の動員は、表3.1.3による。

表3.1.3 京都府災害警戒本部等動員計画表

(数字は動員数)

設置基準等 部課名	京 都 府 災 害 警 戒 本 部			
	情報収集活動 震度4(11)	震度5弱及び5強(50)	津波注意報(11)	津波警報(33)
知事直轄組織	広報課1	秘書課1、広報課1、人事課1、会計課1		秘書課1、人事課1、会計課1
総務部		総務調整課1、自治振興課1、入札課1		総務調整課1
政策企画部		企画総務課1		企画総務課1
府民生活部	防災・原子力安全課、消防安全課6	防災・原子力安全課、消防安全課15、府民総務課1	防災・原子力安全課、消防安全課6	防災・原子力安全課、消防安全課15、府民総務課1
文化環境部		文化環境総務課1		文化環境総務課1
健康福祉部	健康福祉総務課1	健康福祉総務課2、医療課1		健康福祉総務課1
商工労働観光部		産業労働総務課1		産業労働総務課1
農林水産部	農政課1	農政課1、農村振興課1	水産課1	農政課1、水産課1
建設交通部	監理課1	監理課2、道路計画課・道路建設課・道路管理課4、河川課・砂防課4、建築指導課2、住宅課2	河川課・砂防課2、港湾課1	監理課1、河川課・砂防課3、港湾課1
教育委員会		総務企画課1		総務企画課1
警察本部	警備第一課1	警備第一課3	警備第一課1	警備第一課1

(備考) 2以上の設置基準に該当する場合は、最も動員数の多い基準により動員を行う。

第4 動員計画

1 災害警戒本部等の動員

災害警戒本部等を設置した場合における要員の動員は、表3.1.3による。

表3.1.3 京都府災害警戒本部等動員計画表

(数字は動員数)

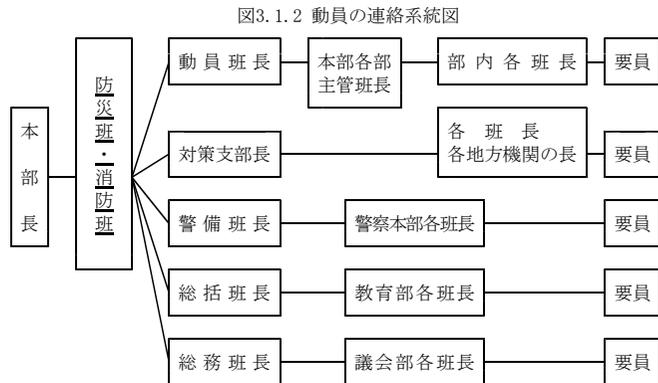
設置基準等 部課名	京 都 府 災 害 警 戒 本 部			
	震度4(11)	震度5弱及び5強(50)	津波注意報(11)	津波警報(33) <u>大津波警報</u>
知事直轄組織	広報課1	秘書課1、広報課1、人事課1、会計課1		秘書課1、人事課1、会計課1
総務部		総務調整課1、自治振興課1、入札課1		総務調整課1
政策企画部		企画総務課1		企画総務課1
府民生活部	防災・原子力安全課、消防安全課6	防災・原子力安全課、消防安全課15、府民総務課1	防災・原子力安全課、消防安全課6	防災・原子力安全課、消防安全課15、府民総務課1
文化環境部		文化環境総務課1		文化環境総務課1
健康福祉部	健康福祉総務課1	健康福祉総務課2、医療課1		健康福祉総務課1
商工労働観光部		産業労働総務課1		産業労働総務課1
農林水産部	農政課1	農政課1、農村振興課1	水産課1	農政課1、水産課1
建設交通部	監理課1	監理課2、道路計画課・道路建設課・道路管理課4、河川課・砂防課4、建築指導課2、住宅課2	河川課・砂防課2、港湾課1	監理課1、河川課・砂防課3、港湾課1
教育委員会		総務企画課1		総務企画課1
警察本部	警備第一課1	警備第一課3	警備第一課1	警備第一課1

(備考) 大津波警報の場合、必要に応じて津波警報発令時よりも強化した体制とする。

臨機応変な体制がとれるよう規定の整理

3 動員要請

(1) 動員の連絡系統



(2) (略)

4 自動参集

府の地域に震度4以上の地震が観測されたとき、又は津波注意報若しくは津波警報が発表されたとき（委員会及び委員事務局の職員については震度6弱以上の地震が観測されたときに限る。）は、あらかじめ定めた方法により、直ちに災害対策（警戒）本部又は支部（災害対策本部及び支部要員以外の知事部局の職員並びに委員会及び委員事務局の職員については勤務場所）に参集するものとする。

ただし、震度4の地震が観測されたときは、防災・原子力安全課、消防安全課等における情報収集活動要員である。

5 非常時専任職員

(1) (略)

(2) 専任職員は次の職務を行う。

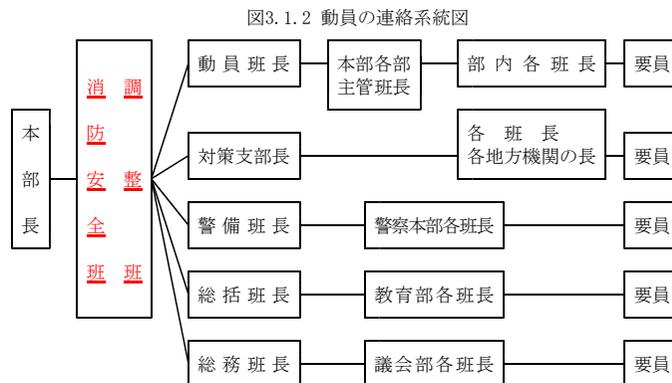
ア 通常業務を離れ、危機管理監の直属のスタッフとして各部局（室）との調整等に関わる職務

イ 通常業務を離れ、災害対策支部長（京都市域での災害にあつては、災害対策本部長）等の指揮の下、災害対策支部、市町村災害対策本部、京都府災害ボランティアセンター等の支援、連絡調整に関わる職務

(3) (略)

3 動員要請

(1) 動員の連絡系統



(2) (略)

4 自動参集

府の地域に震度4以上の地震が観測されたとき、又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、別途定める職員は、あらかじめ定めた方法により、直ちに災害対策（警戒）本部又は支部（災害対策本部及び支部要員以外の知事部局の職員並びに委員会及び委員事務局の職員については勤務場所）に参集するものとする。

5 非常時専任職員

(1) (略)

(2) 専任職員は次の職務を行う。

ア 通常業務を離れ、危機管理監の直属のスタッフとして各部局（室）との調整等に関わる職務

イ 通常業務を離れ、危機管理監又は災害対策支部長若しくは副支部長の指揮の下、災害対策本部又は災害対策支部等の設置、情報収集等の初動業務に関わる職務

ウ 通常業務を離れ、災害対策支部長（京都市域での緊急事態にあつては、災害対策本部長）等の指揮の下、災害対策本部、災害対策支部、市町村災害対策本部、京都府災害ボランティアセンター等の支援、連絡調整等に関わる職務

(3) (略)

誤記

災害警戒本部設置基準の見直し、強化

京都府非常時専任職員の指定要領との整合

196	<p>第8節 広域応援協力計画 第4 広域的応援体制 1 (略)</p> <p><u>2～4</u> (略)</p>	<p>第8節 広域応援協力計画 第4 広域的応援体制 1 (略)</p> <p><u>2 関西広域連合構成府県及び連携県の区域（以下「圏域」という。）内で震度5強以上の地震が観測された場合、津波警報若しくは大津波警報が発表された場合又はその他必要と判断される場合は、情報収集のため、防災・原子力安全課及び消防安全課6名による体制とする。</u></p> <p><u>なお、圏域外で震度6弱以上の地震が観測された場合、その他必要と判断される場合も同様とする。</u></p> <p><u>3～5</u> (略)</p>	<p>関西広域連合防災・減災プランとの整合</p>
-----	--	--	---------------------------